

佐賀県告示第 213 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 9 条第 1 項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の許可申請があったので、同条第 2 項において準用する同法第 8 条第 4 項の規定により、申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を一般の縦覧に供する。

なお、当該一般廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、佐賀県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和 6 年 10 月 18 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 変更許可を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社三協環境開発
武雄市北方町大字志久 815 番地 1
代表取締役 釜崎 博昭
- 2 一般廃棄物処理施設の設置の場所
武雄市北方町大字志久字広田 1466 番 6、1466 番 9、1472 番、1474 番 3、
1476 番 1、1476 番 4 及び 1490 番 1
- 3 一般廃棄物処理施設の種類
ごみ処理施設（焼却・乾燥施設）
- 4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
 - (1) 焼却
汚泥、廃油（食用油及び灯油に限る。）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず及び厨芥類
 - (2) 乾燥
汚泥
- 5 申請年月日

令和6年5月28日

6 縦覧の場所並びに期間及び時間

(1) 縦覧の場所

佐賀県県民環境部循環型社会推進課（佐賀市城内一丁目1番59号）及び
武雄市まちづくり部環境課（武雄市武雄町大字昭和12番地10）

(2) 縦覧の期間及び時間

令和6年10月18日から令和6年11月18日まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

7 意見書の提出

(1) 提出期限

令和6年12月2日

(2) 提出方法

持参、郵送（提出期限日の消印有効）又は電子申請システム（LOGOフォーム）

(3) 提出場所

佐賀県県民環境部循環型社会推進課（郵便番号843-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）又は武雄市まちづくり部環境課（郵便番号843-8639 武雄市武雄町大字昭和12番地10）

(4) 意見書に記載すべき事項（日本語で記載すること。）

ア 意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

イ 意見書を提出する対象施設の名称

ウ 対象施設の変更に係る具体的な利害関係

エ 生活環境の保全上の見地からの意見